

問い合わせ簡略化プロトコル開始のお知らせ

磐井病院においてすでに問い合わせ簡略化に関するプロトコルを開始しておりますが、南光病院においても、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、医師の負担軽減や患者様の待ち時間の短縮を目的として、磐井病院と同様のプロトコルを開始致しますので、ご協力をお願い致します。

なお、運用で磐井病院の場合と異なる点は、南光病院での日数変更の際は、従来通り処方医への疑義照会をお願い致します。

【問い合わせ不要になるプロトコル】

以下の場合に原則として問い合わせを不要とする。

1. 銘柄変更 成分名が同一の薬剤（変更不可の場合を除く）
2. 剤型変更 内服薬で患者のアドヒアランス向上のために限る
(入手困難による変更も含む)
錠剤、OD 錠、半錠、粉碎、散剤
3. 規格変更 例) 5mg2 錠→10mg1 錠、5g2 本→10g1 本
4. 一包化依頼 患者のアドヒアランス向上のために限る
5. 用法変更 食後→食前 漢方薬、サンメール等、食後→食直後 エパデール等
6. 用法追加 湿布薬の用法 1 回○枚 1 日○回○日分
7. 部位追加 外用薬 例) 肘、膝
8. その他 患者に確認することで解決できる疑問点は疑義照会不要

【調剤薬局での適応条件】

- 必ず患者の同意または承認を得る。
- お薬手帳に明記する。
- 変更報告を FAX で県立南光病院に連絡する。(疑義照会の有無を記載)

◎ 平成 30 年 5 月 14 日（月）から適応とする。

※ 日数変更の際は、必ず、処方医へ確認する。(従来通り)